

第 1 部

欧州特許ガイド

欧州特許の取り方

第 2 2 版

2 0 2 2 年 5 月 1 日現在

目 次

第 1 章	まえがき	7
第 2 章	概 要	9
2.1	序	9
2.2	欧州特許条約の特質と目的	10
2.3	他の国際条約との関係	11
2.4	国内手続、欧州手続及び国際手続間の選択	12
	法的要因	12
	経済的要因	13
2.5	EPC非締約国に対する欧州特許の拡張・有効化	15
第 3 章	特許性	17
3.1	序	17
3.2	発 明	17
3.3	新規性	18
	基本原則	18
	先行する権利	19
3.4	進歩性	19
第 4 章	欧州特許出願の作成と手続	21
4.1	方式要件	21
	欧州特許出願をすることができる者	21
	欧州特許出願をすることができる国	21
	欧州特許出願の言語	22
	一部の締約国における出願人のための言語上の取決め事項	22
	欧州特許出願を構成する項目	23
	特許付与願書	23
	発明者の指定	24
	優先権主張	24
	引用による出願	26
	代 理	27
4.2	発明の提示	28
	発明の開示	28
	発明の単一性	29
	技術出願書類の作成	29
	明細書	30
	バイオ技術関連の特許出願	31
	ヌクレオチド及びアミノ酸配列	31

生物材料の寄託によって補充された明細書	32
請求の範囲	34
手数料を必要とする請求の範囲	35
図面	35
要約	36
禁止事項	36
欧州特許出願又は欧州特許の均一性	37
4.3 欧州特許出願	37
どこへ、どのように出願するのか？	37
出願日	39
書類の受理	39
国内当局に対して行われた出願のEPOへの送付	40
手数料	40
手数料の額及び納付手続	42
手数料の払戻	44
4.4 その他の書類の提出	45
どこへどのようにして提出するのか？	45
署名	46
書面による確認	46
受理日	46
書類の受理	46
第5章 欧州特許付与手続	47
5.1 概要	47
5.2 出願公開までの手続	48
出願時の審査	48
方式及びその他の要件の審査	49
欧州調査報告書	50
発明の単一性欠如	51
5.3 欧州特許出願の公開	52
5.4 審査手続	53
審査請求	53
手続の諸段階	55
審査手続前及び審査手続中における出願の補正	57
欧州特許の翻訳文に関する国内法に基づく要件	59
5.5 異議手続	60
異議申立期間	60
異議理由	60
異議通知書の様式及び内容	60
異議通知書の受容性の審査	60
異議の実体審査	61
5.6 限定及び取消手続	62

5.7	審判手続	64
	審判請求	64
	中間の見直し	65
	審判部への手続の諸段階	65
	再審申請	66
5.8	分割出願	67
5.9	更新手数料	68
5.10	期間管理の一般規定	68
	期間の不遵守	69
	履行しなかった行為の完了	70
5.11	権利の移転, 名称変更, ライセンス, その他の権利の登録方法	71
	権利の移転	71
	名称変更	72
	ライセンス及びその他の権利	72
附属書類 I		
	欧州特許付与手続の概要	75
附属書類 II		
	欧州特許出願の実際例(参考用の和訳)	77
	化学分野の事例	78
	機械分野の事例	104
	コンピュータ分野の事例	119
附属書類 III		
	欧州特許出願を受理することができる当局	165
附属書類 IV		
	期 間	167
附属書類 V		
	諸手数料	171
附属書類 VI		
	特許情報サービス	173

第 2 部

「欧州－P C T ガイド」： E P O における P C T 手続

国際段階及び欧州段階移行

出願人のためのガイド

第 1 5 版
2 0 2 2 年 1 月 1 日最新改訂

目 次

A. 用語及び略語	9
B. PCT出願の国際及び欧州段階	11
C. 国際出願の期間表	12
第1章 概 要	13
1.1 欧州－PCTガイドについて	13
1.2 適用法	13
1.3 欧州－PCTガイドとその他の情報源	14
1.4 PCTと欧州特許条約(EPC)の関係	15
1.5 国際段階での欧州特許庁(EPO)の役割	16
1.6 欧州－PCT出願	16
1.7 欧州段階でのEPOの役割	17
1.8 PCT及びEPCの締約国	17
1.9 国際段階での代理	18
1.10 国際段階での期間の計算	19
1.11 国際段階での期間不遵守による遅滞の許容	20
1.12 苦情の受付	21
第2章 PCT受理官庁としてのEPO	22
2.1 EPOに対して国際出願を行うことができる者	22
2.2 受理官庁としてのEPOに対する国際出願の方法	23
電子出願	23
国際出願をオンラインで行う方法	23
物理的媒体によって電子的に	
国際出願を行う方法(「オフライン出願」)	24
変換前形式で提出する目的	24
EPOに手交又は郵送で出願する方法	25
郵送における亡失又は遅延が発生した場合の帰結	26
ファックスによる国際出願は可能なのか	26
電子メール、電信、テレックス	
又は類似手段による国際出願は可能なのか	27
その他の書類の提出方法	27
国際段階でEPOからの電子通信を受領する方法	28

2.3	国際出願の要素	29
2.4	国際出願の要素又は部分を引用によって補充する方法	29
2.5	誤って提出された要素又は部分を訂正する方法	30
2.6	国際出願日	31
2.7	国際段階における分割出願は可能なのか	32
2.8	PCT願書	32
2.9	願書で発明者を指定すべきか	32
2.10	受理官庁としてのEPOに対して出願人を代理できる者	33
	出願人が複数名いる場合—共通の代理人又は共通の代表者	34
	代理人, 共通の代理人又は共通の代表者の選任方法	35
	職業代理人事務所を選任できるのか	35
	EPC締約国における通信用あて名は必要なのか	35
	EPOは委任状の提出を要求するのか	37
	国際段階について選任された代理人は指定官庁又は選択官庁 としてのEPOに対する欧州段階での代理が可能なのか	37
2.11	いずれの国について国際出願を行うことができるのか	38
	国内法を理由として指定を行わない場合	38
2.12	拡張国	40
2.13	有効化国	41
2.14	出願人が先の出願の優先権を主張する方法	41
2.15	出願人が優先権の回復を請求する方法	43
2.16	優先権書類の提出は必要なのか	45
2.17	受理官庁として行動するEPOは 国際出願の証明付謄本を発行するのか	46
2.18	EPOが受理官庁として行動する場合の国際調査機関 (ISA)	46
2.19	先の調査結果に関する非公式コメントの提出は可能なのか (PCTダイレクトとは何か)	46
2.20	出願人は先の調査を考慮するよう請求が可能なのか	47
2.21	国際調査手数料の払戻が受けられる状況	48
2.22	生物材料の言及を含む出願	48

2.23	ヌクレオチド・アミノ酸配列を開示する出願	50
2.24	誰が願書に署名するのか	51
2.25	国際出願はいずれの言語で行うのか	51
2.26	国際出願について納付する手数料	52
	手数料の額	53
	納付方法	53
	払戻手続	55
	手数料の減額が適用される場合	56
	手数料を遅延納付した場合の帰結	57
第3章	国際調査機関(I S A)及び 補充国際調査機関(S I S A)としてのE P O	58
3.1	概 要	58
	国際調査機関としてのE P Oの役割	58
	国際調査機関としてのE P Oの管轄権	59
	受理官庁による特定	59
	管轄権の制限の解除	59
	国際調査機関の選定及びその後の手続	59
	国際調査に関して翻訳文が必要となる場合	60
	更なる通信の言語	60
	オランダ語による出願	61
	国際調査機関としてのE P Oに対して出願人を代理できる者	61
	調査手数料の減額を受ける条件	61
	調査手数料の払戻を受ける場合	62
3.2	国際調査機関としてのE P Oに対する手続	62
	概 要	62
	国際調査報告書及び国際調査見解書の作成	63
	複数項従属請求の範囲が存在する場合の帰結	64
	国際調査機関が優先権書類を入手不可能な場合の帰結	64
	欠落している又は正しい要素・部分の引用による補充	64
	調査開始後に通知された要素又は部分の訂正及び追加手数料	65
	優先権主張の「保持原則」	66
	国際調査機関としてのE P Oが	
	先行する調査及び分類の結果について考慮する場合	66
	出願人がP C Tダイレクトサービスを利用した場合の帰結	66
	出願及び国際調査報告書の国際公開が行われる時期	67
	出願人は国際調査報告書及び国際調査見解書に応答できるのか	67
	P C T第19条に基づく補正	67
	非公式コメント	67
	国際予備審査請求	68

第 I 章に基づく特許性に関する国際予備報告書	68
国際調査機関としての E P O が作成した 国際調査見解書に基づく特許審査ハイウェイ (P P H)	68
3.3 (完全) 国際調査の実施拒絶	69
E P O が (完全) 調査の実施を拒絶できる場合	69
調査を行わない場合	69
不完全調査	70
主題に関する限定	70
ビジネス方法	70
複雑な出願	70
ヌクレオチド・アミノ酸配列	71
発明の単一性の欠如	71
連鎖的な単一性の欠如	72
追加調査手数料の未納による帰結	72
異議手続	73
3.4 補充国際調査 (S I S)	73
概要	73
補充国際調査の範囲	74
補充国際調査請求の要件	74
補充国際調査機関としての E P O に対して出願人を代理できる者	75
発明の単一性の欠如	75
第 4 章 国際予備審査機関 (I P E A) としての E P O	77
— P C T 第 II 章	77
4.1 概要	77
国際予備審査の目的	77
国際予備審査請求が有益となる場合	78
国際予備審査機関としての E P O が作成した 国際予備審査報告書に基づく特許審査ハイウェイ (P P H)	79
E P O が国際予備審査機関を管轄する場合	79
受理官庁による特定	79
国際調査機関として行動した E P O 又は欧州国際調査機関	80
複数の国際予備審査機関の間で選択は可能なのか	80
管轄権の制限の解除	80
E P O に国際予備審査請求を行うことができる者	80
国際予備審査請求を行う方法及び時期	80
E P O に国際予備審査請求を行う時期	82
国際予備審査を開始する時期	82
30 か月経過までの国内段階繰延べ	83
E P O が国際予備審査報告書を作成する期限	84
国際出願の翻訳文は要求されるのか	84
オランダ語による出願	84

国際予備審査請求はいずれの言語で行うのか	85
更なる通信の言語	85
国際予備審査機関としてのEPOに対して出願人を代理できる者	85
選択可能な国	86
誰が予備審査請求書に署名するのか	86
国際予備審査について納付する手数料	86
手数料の減額	87
手数料を遅延納付した場合の帰結	87
国際予備審査手数料の払戻	88
予備審査請求書の欠陥の補充は可能なのか	88
4.2 国際予備審査機関としてのEPOに対する国際予備審査手続	88
国際予備審査の基礎となる書類－補正－欠落部分・要素	88
補正	89
欠落している又は誤って提出された	
要素・部分の引用による補充	90
追補的(Top-up)調査	90
第三者による情報提供は可能なのか	91
国際予備審査機関としてのEPOが	
国際調査機関としても行動していた場合の手続	91
最初の見解書	91
2回目の見解書	91
国際予備審査機関としてのEPOが	
国際調査機関として行動していなかった場合の手続	92
EPOに対する国際予備審査：4つの想定される状況	92
状況1：EPOが国際調査機関として行動しており、	
否定的見解が示されていない	92
状況2：EPOが国際調査機関として行動しており、	
否定的見解が示されている	92
状況3：EPOが国際調査機関として行動しておらず、	
国際予備審査機関としても否定的見解が	
示されていない	93
状況4：EPOが国際調査機関として行動していないが、	
国際予備審査機関として否定的見解が	
示されている	93
見解書の応答期間	93
補充国際調査報告書が存在する場合、EPOは考慮するのか	93
EPOは国際予備審査の遂行を拒否できるのか	94
電話による審問の請求は可能なのか	94
ヌクレオチド・アミノ酸配列	95
発明の単一性	95
国際予備審査報告書の受領後に要求される手続	96
国際予備審査の秘密性	96
第5章 指定官庁(PCT第I章)又は選択官庁(PCT第II章)	
としてのEPOに対する欧州－PCT出願	97
5.1 概要	97
EPOが指定官庁又は選択官庁となる場合	97
EPOが指定官庁として行動できる場合	97
EPOが選択官庁として行動できる場合	97

欧州特許で保護を求める範囲を	
出願人が決定しなければならない時期	98
指定官庁又は選択官庁としての	
E P Oに対する欧州段階の開始が必要となる時期	98
欧州段階における手続言語	99
指定・選択官庁としてのE P Oに対して	
出願人が手続を開始する方法及び手続先(様式1200)	99
出願人は早期処理請求が可能なのか	100
出願の早期手続―「P A C E」プログラム	103
P A C E 請求と規則161・162に基づく通知放棄の複合手続	103
5.2 欧州段階移行の要件	104
欧州段階移行時に要求される各ステップ	104
最小限要件	104
考慮が必要な更なる要件	105
欧州段階で納付する手数料額	106
5.3 出願人との通信―代理―通信用あて名 (様式1200, セクション1, 2及び3)	107
E P C 締約国内に居所又は業務上の本拠地を持たない	
出願人についての特別要件―「非居住者である出願人」	108
職業代理人を選任する要件を充足しなかった場合の帰結	110
代理人の選任方法	110
5.4 指定・選択官庁としてのE P Oに対する 手続の基礎となる出願書類(様式1200, セクション6)	111
欧州段階における手続の基礎として扱われる欧州―P C T 出願の バージョン(様式1200, セクション6.1及び6.2)	111
先行技術に関する情報(様式1200, セクション6.3)	113
出願の補正―規則161・162に基づく通知	114
規則161・162に基づく通知の放棄は可能なのか	115
補充欧州調査が行われた場合の補正 及び規則161・162に基づく通知	115
補充欧州調査が行われなかった場合の補正 及び規則161・162に基づく通知	116
補正が請求の範囲手数料に与える影響	117
5.5 出願書類及びその他の書類の翻訳文(様式1200, セクション7)	118
出願人が欧州―P C T 出願の翻訳文を提出する時期	118
出願書類の翻訳文を提出しなかった場合の帰結	119

翻訳文に含む必要がある要素	119
国際予備審査報告書の附属書類の 翻訳文を提出しなかった場合の帰結	121
5.6 生物材料及びヌクレオチド・アミノ酸配列	121
生物材料(様式1200, セクション8)	121
EPC規則33(2)に基づく放棄	122
ヌクレオチド・アミノ酸配列(様式1200, セクション9)	122
配列リストを提出しなかった場合の帰結	123
5.7 出願手数料	124
ページ手数料	124
出願手数料の納付期間を遵守しなかった場合の帰結	125
5.8 指定、拡張及び有効化	126
指定手数料の納付期間を遵守しなかった場合の帰結	127
欧州－PCT出願を拡張又は 有効化する方法(様式1200, セクション11)	128
拡張手数料の納付期間を遵守しなかった場合の帰結	129
有効化手数料の納付期間を遵守しなかった場合の帰結	129
5.9 補充欧州調査	130
補充欧州調査が行われない場合	131
補充欧州調査の結果と審査手数料の払戻	131
補充欧州調査手数料	132
調査手数料の減額	132
調査手数料の払戻	133
調査手数料の納付期間を遵守しなかった場合の帰結	133
5.10 審査	134
審査請求の方法(様式1200, セクション4)	134
審査請求を行う時期、審査手数料を納付する時期	134
審査手数料の減額は可能なのか	135
EPOが国際予備審査報告書を作成した場合の減額	136
審査請求期間及び審査手数料納付期間を 遵守しなかった場合の帰結	136
5.11 更新手数料及び請求の範囲手数料	137
更新手数料	137
更新手数料の納付期間を遵守しなかった場合の帰結	137
請求の範囲手数料	137
請求の範囲手数料の納付期間を遵守しなかった場合の帰結	138

5.12	その他の書類の提出	138
	発明者又は出願人に関する情報が欠落していた場合の帰結	138
	発明者又は出願人に関する欠落情報の 提出要件を充足しなかった場合の帰結	139
	博覧会証明書	139
5.13	優先権主張	139
	E P Oに優先権書類を提出する義務が存在する場合	140
	優先権書類又は出願番号の 提出要件を充足しなかった場合の帰結	141
	優先権書類の翻訳文提出が要求されるのか	142
	翻訳文又は宣言書の提出要件を充足しなかった場合の帰結	142
	P C T規則49の3に基づく優先権の回復	142
	P C T規則20.5の2(d)に基づく 正しい要素又は部分の引用による補充	144
5.14	指定・選択官庁としてのE P Oによる検査 及び受理官庁又は国際事務局による誤りの訂正	145
	指定官庁としてのE P OによるP C T第25条に基づく検査	145
	指定・選択官庁としてのE P OによるP C T第24条に基づく検査	146
	受理官庁又は国際事務局によって生じた過誤の訂正は可能なのか	146
5.15	単一性の欠如	147
	E P Oが(補充)国際調査機関として行動しなかった場合： 補充欧州調査を行う	148
	E P Oが(補充)国際調査機関として行動した場合： 補充調査を行わない	149
5.16	E P Oによる欧州－P C T出願の公開	149
5.17	技術水準	150
5.18	分割出願	151
5.19	手続続行及び権利回復	151

附属書類 I

国際調査及び予備審査ガイドラインにおける特定事項に関する 国際調査機関・国際予備審査機関としての E P Oが採用した判断基準	154
---	-----

第 3 部

単一特許ガイド

単一特許の取得・維持・管理

第 2 版

2022 年 4 月

目 次

まえがき	5
A. 概 要	7
I. はじめに	7
II. 法的枠組み	7
協力強化に基づき採択された2つのEU規則	8
「参加締約国」	8
統一特許裁判所に関する協定	8
副次的法制度	9
III. 単一特許：その概念	10
単一特許の構造	10
単一の保護及び同等の効果	10
いつ、どの欧州特許を単一特許として請求できるのか	11
単一特許の地域的範囲	11
IV. 単一特許：欧州特許制度を強化する追加的選択	11
V. 単一特許の利点	12
VI. EPO単一特許保護部	14
はじめに	14
単一特許保護部の決定	14
B. 単一特許を取得するには	15
I. 要 件	15
II. 単一効果の請求	15
様式及び期間	15
単一効果請求に表示が義務づけられる情報	16
欧州特許出願の出願日における業務地の自発的表示 (規則(EU)No. 1257/2012, 第7条(1)(b), 及びUPR規則16(1)(w))	16
欧州特許の翻訳文	17
III. 単一効果請求手続	18
単一効果請求の手続言語	18
どのように、どこに単一効果を請求するのか	18
受領確認	19
1か月の単一効果請求期間に関する権利回復	19
単一効果請求の取下げ	19
IV. EPOによる単一効果請求の審査	19
V. 単一効果請求以外の書類提出	20
受領確認	21
C. 補償制度	23
I. 資格及び手続	23
II. 資格の虚偽宣言	24

D. 単一特許の更新手数料	25
I. はじめに	25
II. 更新手数料納付のための6か月の追加期間	25
III. 最初の更新手数料に関する特別措置	26
UPR規則13(4)に基づく3か月の安全期間	26
欧州特許付与から単一効果登録までの間に納付期日となる更新手数料(UPR規則13(5))	27
E. 公開及びファイル閲覧	29
I. 単一特許保護登録簿	29
II. 欧州特許公報	29
III. EPO公報	29
IV. ファイル閲覧及びファイル上の情報に関する通信	30
V. 単一特許に関する特許書類の追加公開なし	30
F. 移転, ライセンス, その他の権利,	
ライセンス許諾用意のファイル上の申立を登録するには	31
I. 移 転	31
II. ライセンス, その他の権利, 法的執行手段	32
III. ライセンス許諾用意の申立	32
G. その他の手続上の質問: 言語体制, 代理, 手数料納付	35
I. 言語体制	35
II. EPOに対する代理	35
III. 手数料の額及び納付方法	36
H. EPO決定に対する法的救済: 統一特許裁判所の役割	39
I. はじめに	39
II. EPOによる中間的見直し	39
III. UPC手続規則97に基づくEPO決定に対する早期手続:	
単一効果請求を拒絶するEPO決定の無効申請	39
経過措置	41